

要望書の留意事項

1. 要望額について

- ・要望書による要望額をもとに補助金の算定を行い、後日、内示を行う。内示額が補助金額の上限となることに留意すること。

2. 会期について

- ・会期にはコンベンションの主催者が計画し県内において実施する視察旅行を含む。

3. コンベンションの規模（参集範囲）について

- ・国際（日本を含む○カ国）、全国、西日本、中部、東海北陸等、参加者の参集範囲を記載すること。

4. コンベンション参加者について

- ・会期中の県外参加者数の実人数を記載すること。延べ人数ではないことに注意すること。
- ・本補助金における参加者は、現地参加者をいい、オンラインのみでの参加者を除く。
- ・「県外参加者数」が補助金の算定基礎となる。
- ・参加者として主催者が証明できるコンベンション関係者を対象とする。
- ・外国人とは、コンベンション当日において、日本国外に居住する者をいう。
- ・コンベンション開催後の実績報告時には、参加者名簿の添付が必要であり、名簿によって証明しうる県外参加者数をもとに補助金の額を確定することとする。
- ・参加者名簿には、①氏名、②都道府県名（外国人参加者にあつては居住国または地域）の記載をすること。

5. 国際コンベンションについて

- ・国際コンベンション以下の3つの条件を満たすこと。
 - ①外国人20人以上の参加があること。
 - ②参加募集を日本国外に対しても行っていること。
 - ③開催地が複数国間で交代するものであること。或いは、臨時的に一度きりの開催であること。

6. シャトルバス等補助について

- ・県外参加者1,000人以上のコンベンションを対象とする。
- ・補助対象となるシャトルバスは、コンベンション等の会場、宿泊施設、公共交通機関ターミナル等を往復するバス等をいう。
- ・交付限度額は100万円とする。

7. 加賀能登宿泊追加補助について

- ・ 県外参加者 1, 0 0 0 人以上のコンベンションを対象とする。
- ・ 県内の能登・加賀地域（金沢市以外）に宿泊する場合、一人当たり 1, 0 0 0 円補助する。
- ・ 補助対象は 1 泊分のみとする。
- ・ 交付限度額は 5 0 万円とする。
- ・ コンベンション開催後の実績報告には、宿泊証明書又は宿泊者名簿の添付が必要であり、名簿によって証明しうる県外宿泊者数をもとに補助金を算定することとする。
- ・ 宿泊証明書は、各宿泊施設が発行するものであり、宿泊証明書の代わりに宿泊者名簿を提出する場合には、①氏名、②都道府県名（外国人参加者にあつては居住国または地域）、③宿泊施設、④宿泊施設所在市町、⑤宿泊日を記載すること。
- ・ 県内（金沢市以外の能登・加賀地域）の宿泊施設への移動手段としてシャトルバス助成を受ける場合には、追加助成は重複して適用できない。

8. 収支予算について

- ・ コンベンション開催に係る経費についての収支を記載すること。
- ・ コンベンション開催経費として切り離せない経費（例：事務局のプロパー職員の人件）は、コンベンション開催に係る経費としては認めない。